

九州大学加速器・ビーム応用科学センター放射線障害予防規程

令和元年度九大規程第28号

施行：令和元年8月23日

最終改正：令和5年9月29日

(令和5年度九大規程第39号)

九州大学加速器・ビーム応用科学センター放射線障害予防規程（平成19年度九大規程第34号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 組織及び職務（第7条～第17条）
- 第3章 取扱施設の維持及び管理（第18条～第22条）
- 第4章 使用（第23条～第27条）
- 第5章 保管、運搬及び廃棄（第28条～第34条）
- 第6章 測定（第35条～第36条）
- 第7章 教育及び訓練（第37条）
- 第8章 健康診断（第38条～第39条）
- 第9章 記帳及び保存（第40条）
- 第10章 災害時及び危険時の措置（第41条～第43条）
- 第11章 情報提供（第44条）
- 第12章 業務の改善（第45条）
- 第13章 報告（第46条～第47条）
- 第14章 雑則（第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。）その他関係法令及び九州大学（以下「本学」という。）が定める規則等に基づき、加速器・ビーム応用科学センター（以下「センター」という。）における放射性同位元素、放射線発生装置及び放射化物（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、センターの取扱施設に立ち入る全ての者に適用する。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素 法第2条第2項に定める放射性同位元素をいう。
- (2) 放射線発生装置 法第2条第5項に定める放射線発生装置をいう。
- (3) 放射化物 放射線発生装置の使用に伴い、放射化させることを目的とせず、有意の放射能が認められるに至った放射線発生装置及び実験機器並びに第13条第1項に定める放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射化物に該当すると認めるものをいう。
- (4) 取扱施設 放射性同位元素等を取り扱う施設であり、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (5) 取扱等業務 放射性同位元素等の取扱い（使用、保管、運搬及び廃棄をいう。以下同じ。）、

管理又はこれに付随する業務をいう。

- (6) 取扱者 取扱等業務に従事する者をいう。
- (7) 一時立入者 取扱者以外の者で一時的に管理区域に立ち入るものをいう。
- (8) 総長 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第10条及び第11条に基づき本学に置く学長をいう。
- (9) センター長 センターの長をいう。
- (10) 所属部局長 取扱者が所属する部局の長をいう。

（他の規則等との関連）

第4条 放射性同位元素等の取扱いに係る事項等については、この規程に定めるもののほか、次に掲げる規則等の定めるところによる。

- (1) 九州大学放射線障害予防規則（平成16年度九大規則第81号。以下「予防規則」という。）
- (2) 九州大学放射線等障害防止委員会規程（平成26年度九大規程第126号。以下「委員会規程」という。）

（別の定め）

第5条 法及びこの規程に定める事項の実施について必要な事項は、次に掲げる別の定めによるものとする。

- (1) 九州大学加速器・ビーム応用科学センター放射線安全委員会内規（以下「安全委員会内規」という。）
- (2) 九州大学加速器・ビーム応用科学センター保管記録マニュアル（以下「保管記録マニュアル」という。）
- (3) 九州大学加速器・ビーム応用科学センター放射線障害予防内規（以下「予防内規」という。）
- (4) 九州大学加速器・ビーム応用科学センター作業環境測定マニュアル（以下「作業環境測定マニュアル」という。）
- (5) 九州大学加速器・ビーム応用科学センター自主点検実施マニュアル（以下「自主点検実施マニュアル」という。）
- (6) 九州大学加速器・ビーム応用科学センター緊急事態対応措置要領（以下「緊急事態対応措置要領」という。）
- (7) 九州大学放射性同位元素等取扱者に対する教育訓練実施に関するガイドライン（以下「教育訓練実施に関するガイドライン」という。）
- (8) 九州大学加速器・ビーム応用科学センター点検・校正実施マニュアル（以下「点検・校正実施マニュアル」という。）

（遵守等の義務）

第6条 取扱者及び一時立入者は、第13条第1項に定める主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 センター長は、放射線障害の防止に関し、主任者の意見を尊重しなければならない。
- 3 センター長は、第9条に定める放射線安全委員会がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

（安全管理組織）

第7条 センターにおける放射性同位元素等の取扱い及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

（防止委員会）

第8条 予防規則第4条に基づき、放射線等障害防止委員会（以下「防止委員会」という。）は、本学における放射線障害の防止に関する事項について審議する。

- 2 防止委員会の下に設置する放射線障害防止専門部会（以下「R I 専門部会」という。）は、放

放射性同位元素又は放射線発生装置の安全取扱い及びその安全管理の向上を図ることを目的として、委員会規程第6条に定める事項を審議するとともに、学内取扱施設等における安全管理状況の定期立入調査等の実施及び放射線障害の防止に関する業務の改善を図る。

(安全委員会)

第9条 センターの放射線障害防止に関し必要な事項を調査審議するため、センター放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会の組織、審議事項その他必要な事項は、安全委員会内規において定める。

(総長)

第10条 総長は、組織の代表として、本学の放射線障害の防止に関して総括する。

(センター長)

第11条 センター長は、予防規則第5条第1項に定める管理部局長として、センターの放射線障害の防止に関して総括し、放射線障害の防止に努める。

2 センター長は、放射線管理、健康管理及び被ばく線量管理等の放射線障害の防止に関する事項について、所属部局長と連絡調整を行うものとする。

3 センター長は、法第36条の2の規定に基づき、第13条第1項に定める主任者に、同条第7項に定める定期講習を受講させなければならない。

(所属部局長)

第12条 所属部局長は、所属する取扱者の健康管理及び被ばく線量管理を行い、放射線障害の防止に努める。

(放射線取扱主任者等)

第13条 センターの放射線障害の防止について監督を行わせるため、主任者を1名以上置くものとする。

2 主任者は、センターにおける放射線障害の防止に関し、関係法令及びこの規程に定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) この規程及び関係する規程等の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 教育及び訓練の計画等に対する指導及び指示
- (4) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (5) 法令に基づく申請、届出及び報告の確認及び審査
- (6) 立入検査等の立会い
- (7) 異常及び事故の原因調査への参画
- (8) センター長に対する意見の具申
- (9) 施設、使用状況等、帳簿及び書類等の確認及び審査
- (10) 取扱者への監督及び指導
- (11) 関係者への助言、勧告及び指示
- (12) 安全委員会の開催の要求
- (13) その他放射線障害防止に関する必要事項

3 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務の全てを代行させるため、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任するものとする。

4 主任者及び代理者は、第1種放射線取扱主任者免状を有する者で、センターの教員及び工学部技術部の技術職員のうちから、センター長が推薦し、総長が任命する。また、解任する場合は、センター長が上申する解任理由に基づき、総長が解任する。なお、30日以上、主任者が職務を行えない場合は、原子力規制委員会に「代理者」の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。

- 5 前項の手順により代理者を選任する場合に備え、センター長はあらかじめ推薦する代理者候補の指名順位を、安全委員会の議を得て決めておかなければならない。
- 6 主任者は、取扱者が関係法令、この規程若しくは主任者の指示等に違反し、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該取扱者の取扱等業務を制限し、又は登録を取り消すことをセンター長に勧告することができる。
- 7 主任者は、法に基づき次に掲げる期間ごとに定期講習を受講しなければならない。
  - (1) 主任者選任日から1年以内（ただし、主任者選任日の前1年に受講した者は、その受講日の翌年度の開始日から3年以内）
  - (2) 主任者選任後、定期講習を受講した者にあつては、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内  
(安全管理責任者)

第14条 センターに、安全管理責任者を放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱施設ごとに少なくとも1名置く。

- 2 安全管理責任者は放射線管理に関し、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理
  - (2) 管理区域内外に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定
  - (3) 放射線測定器の保守管理
  - (4) 放射性同位元素等の受入れ、払出し及び取扱いに関する管理
  - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
  - (6) 放射化物の保管管理及びそれらの処理に関する業務
  - (7) 前6号に関する記帳又は記録の管理
  - (8) その他放射線障害防止に必要な業務
- 3 安全管理責任者は、センター長が任命する。
- 4 第2項に定める業務の状況は、主任者及びセンター長に報告しなければならない。  
(施設管理責任者)

第15条 センターに、施設管理責任者を放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱施設ごとに少なくとも1名置く。

- 2 施設管理責任者は、センターの維持及び管理のために、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 施設の保守管理並びに設備の運転及び保守管理
  - (2) 作業環境の保全
  - (3) 排水設備の運転
  - (4) 危険物の保守管理
  - (5) その他施設及び設備の維持及び管理に必要な業務
- 3 施設管理責任者は、センター長が任命する。  
(取扱責任者)

第16条 取扱者が取扱施設を利用する場合、利用するグループごとに当該取扱等業務に従事する者のうちから取扱責任者を定める。原則として、取扱責任者は、放射性同位元素等の安全な取扱いについての知識及び技能に習熟し、施設の利用資格を有する者とする。

- 2 取扱責任者は、主任者及び安全管理責任者と協力して次に掲げる業務を行う。
  - (1) 取扱等業務の適切な管理及び監督
  - (2) 取扱等業務及び記帳等に関する取扱者の監督及び指導
  - (3) その他取扱等業務上の安全に関する業務  
(取扱者の登録等)

第17条 取扱等業務に従事しようとする者は、あらかじめ所属部局長の同意を得て、所定の様式によりセンター長に登録の申請をしなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請をした者が第37条第2項に定める教育及び訓練を受け、かつ第38条に定める健康診断において可とされた者であることを確認し、主任者の同意を得て、取扱者として登録しなければならない。
- 3 登録の有効期間は、登録した年度内とし、更新を妨げない。
- 4 登録の更新をしようとする者は、あらかじめ所属部局長等の同意を得て、その年度内に、所定の様式によりセンター長に更新の申請をしなければならない。
- 5 センター長は、前項の申請をした者が第37条第2項に定める教育及び訓練を受けた者であることを確認し、主任者の同意を得て、取扱者として登録しなければならない。
- 6 センター長は、第3項の規定にかかわらず、登録した者及び登録を更新した者が法若しくはこの規程に違反したとき、又は取扱能力に欠けると認められる場合は、当該取扱者の取扱等業務を制限し、又は登録を取り消すことができる。
- 7 センター長は、登録した者及び登録を更新した者並びに登録を抹消した者の氏名を所属部局長及び総長に通知するものとする。

### 第3章 取扱施設の維持及び管理 (管理区域)

第18条 センター長は、放射線障害の防止のため、施行規則第1条第1号に定める場所を管理区域として指定する。

- 2 安全管理責任者は、次に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。
  - (1) 取扱者として登録された者
  - (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者
- 3 安全管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

#### (管理区域における遵守事項)

第19条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域への立入り及び退出並びに放射性同位元素等の取扱い等を記録すること。
- (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
- (4) 管理区域内において飲食、喫煙その他内部被ばくのおそれのある行為を行わないこと。
- (5) 専用の履物を着用し、かつ、それを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと。
- (6) 第27条に定める汚染の生じる可能性のある作業を行ったときは、身体及び衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、安全管理責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置をとること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (7) 取扱者は、主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- (8) 一時立入者は、主任者、安全管理責任者及び取扱者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

#### (取扱施設の自主点検)

第20条 施設管理責任者は、自主点検実施マニュアルに従い、6月を超えない期間ごとに1回点検を行わなければならない。

- 2 施設管理責任者は、前項の自主点検の結果、異常を認めたときは、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、主任者及びセンター長に報告しなければならない。
- 3 センター長は、取扱施設等の維持及び管理のため必要があると認めるときは、修理等必要な措置を講じなければならない。
- 4 センター長は、第2項の報告のうち、対処できない異常については、総長に報告しなければならない。

(放射線安全管理の自主点検)

第21条 安全管理責任者は、自主点検実施マニュアルに従い、放射線測定器及び安全管理用具等について定期的に自主検査を行わなければならない。

2 安全管理責任者は、前項の結果、異常を認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、主任者及びセンター長に報告しなければならない。

3 センター長は、前項の報告のうち、対処できない異常については、総長に報告しなければならない。

(修理、改造)

第22条 施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれ所管する設備及び機器等について、修理及び改造等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及びセンター長の承認を受けなければならない。ただし、保安上影響が軽微と認められるものについてはこの限りでない。

2 センター長は、前項に基づく承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性及び安全対策等について安全委員会に諮問するものとする。

3 施設管理責任者及び安全管理責任者は、第1項に定める修理及び改造等を終えたときは、その結果について主任者を經由してセンター長に報告しなければならない。ただし、保安上影響が軽微と認められるものについてはこの限りでない。

#### 第4章 使用

(使用前後の手続き)

第23条 取扱者は、あらかじめ予防内規に定める実験計画書・安全対策書を作成し、センター長の承認を得なければならない。

2 センター長は、放射線発生装置の使用に対し前項に基づく承認を与えるに当たっては、許可最大量を超えないことを確認しなければならない。

3 センター長は、第1項に基づく承認を与えるに当たっては、主任者の意見を聞かなければならない。

4 取扱者は、第1項に基づき承認を受けた計画の履行後は、予防内規に定める安全確認報告書をセンター長に提出し、主任者及びセンター長の承認を受けなければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

第24条 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する取扱者は、安全管理責任者の指導及び主任者の管理の下に、第19条及び予防内規に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 遮蔽壁その他の遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。

(2) 使用室に立ち入る場合、適切な放射線測定器により線量を測定すること。

(3) 放射線による外部被ばくを受ける時間をできるだけ少なくすること。

(4) 密封放射性同位元素により照射作業を行う前に、照射中に立入りを禁止している使用室に人がいないことを確認すること。

(5) 照射中は、使用室の出入口又はその付近の見やすい所に、照射中であることを表示し、人が立ち入らないようにすること。

(6) 照射作業終了後に使用室に立ち入る場合は、使用室の出入口前面の表示等により、密封放射性同位元素が格納中であることを確認して入室すること。

(7) 使用室は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。

(8) 経験の少ない取扱者は、単独で作業をしないこと。

(9) 見学者等作業に関係のない者の使用室への立入りは、できるだけ制限すること。

(放射線発生装置の使用)

第25条 放射線発生装置を使用する取扱者は、安全管理責任者の指導及び主任者の管理の下に、第19条及び予防内規に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前に、使用中に立入りを禁止している使用室に人がいないことを確認すること。
- (2) 放射線発生装置を運転するときは、使用室の出入口前面に運転中であることを表示すること。
- (3) 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
- (4) 使用室に立ち入る場合、適切な放射線測定器により線量を測定すること。
- (5) 放射線発生装置の使用後に使用室に入る場合には、空間線量率が毎時2.5マイクロシーベルト以下であることを確認して入室すること。
- (6) 使用室は、常に整理、整頓し、必要以上の測定器及び器具類を持ち込まないこと。
- (7) 経験の少ない取扱者は、単独で作業をしないこと。
- (8) 見学者等作業に関係のない者の使用室への立入りは、できるだけ制限すること。
- (9) 放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに安全管理責任者に連絡し、その指示に従うこと。

(使用後の処理)

第26条 取扱者は、密封放射性同位元素又は放射性発生装置の使用後は、安全管理責任者又は主任者の指示に従い、次に掲げる事項について処理又は対応しなければならない。

- (1) 使用室等の片付け
- (2) 実験器具及び測定器の異常の有無の点検
- (3) 放射線測定器の返却
- (4) その他主任者が必要と認める事項

(放射化物の作業)

第27条 取扱者は、放射化物であって放射線発生装置を構成する機器又は遮蔽体として用いられるものに含まれる放射性同位元素の飛散等により汚染が生じるおそれのある作業（以下この条において「作業」という。）を行う場合は、安全管理責任者の指導及び主任者の管理の下に、第19条及び予防内規に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 作業は放射線発生装置の使用室で行うこと。
- (2) 作業中は指定された作業衣及びゴム手袋等を着用すること。また、これらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
- (3) 敷物、受皿その他の器具を用いることにより、汚染の拡大を防止すること。
- (4) 適切な放射線測定器を用い、作業環境中の放射線線量及び汚染状況を確認しながら作業すること。
- (5) 被ばくを防止するため、次に掲げる事項を守ること。
  - イ 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。
  - ロ 放射化物との間に十分な距離を設けること。
  - ハ 放射線による外部被ばくを受ける時間をできるだけ少なくすること。
- (6) 経験の少ない取扱者は、単独で作業をしないこと。
- (7) 作業の終了後、当該作業により生じた汚染を除去すること。
- (8) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。

第5章 保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素等の受入れ及び払出し)

第28条 安全管理責任者は、センターにおける放射性同位元素等の受入れ及び払出しについて次に掲げる業務を行う。

- (1) 購入した放射性同位元素の受入れ
- (2) 他事業所からの放射性同位元素等の譲り受け
- (3) 他事業所への放射性同位元素等の譲り渡し

(4) 不要となった放射性同位元素等の事業所外への搬出

2 安全管理責任者は、主任者の指示により、第1項に定める放射性同位元素等の受入れ及び払出しを確認し、記録しなければならない。

(放射性同位元素等の持ち込み及び持ち出し等)

第29条 取扱者は、放射性同位元素等を取扱施設内に持ち込み、又は取扱施設外に持ち出す場合には、主任者の許可を得なければならない。

(保管)

第30条 密封放射性同位元素及び放射化物の保管について、取扱者は、安全管理責任者の指導及び主任者の管理の下に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機器に装備されている密封放射性同位元素は、線源保管容器に格納した状態で保管すること。
- (2) 放射化物を再使用するために一時的な保管をするに当たっては、管理区域内に専用の場所を確保すること。
- (3) 保管場所の目につきやすい場所に注意事項を掲示すること。

(管理区域における運搬)

第31条 管理区域において密封放射性同位元素又は放射化物を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒又は転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

第32条 事業所内において密封放射性同位元素又は放射化物を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

2 密封放射性同位元素又は放射化物を事業所内において運搬するときは、主任者の指示に従い、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 密封放射性同位元素又は放射化物は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化又は振動等により、き裂又は破損等の生じるおそれのない所定の容器（以下、この条において「放射性運搬物」という。）に封入の上、運搬すること。
- (2) 放射性運搬物及びこれを積載又は収納した車両等に係る1センチメートル線量当量率は、表面で1時間につき2ミリシーベルト、表面から1メートル離れた位置で1時間につき100マイクロシーベルトをそれぞれ超えないようにするとともに、容器の表面の放射性同位元素の密度は、法に定める表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
- (3) 放射性運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒又は転落等により放射性運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。
- (4) 放射性運搬物は、同一の車両等に危険物と混載しないこと。
- (5) 車両により放射性運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させること。
- (6) その他関係法令の定めるところにより、放射線障害の防止に必要な措置を講じること。

(事業所外における運搬)

第33条 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、前条に定めるもののほか、L型輸送物、A型輸送物又はB型輸送物に関し、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

2 前項に定める運搬を行った場合は、運搬記録簿等に必要事項を記入しなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第34条 不用な密封放射性同位元素の廃棄は、許可届出使用者又は販売業者に引き渡すことによつて行わなければならない。

2 液体状の放射化物のうち、濃度限度以下のものは、排水設備により排水できるものとする。

第6章 測定



(場の測定)

- 第35条 センター長は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射化物による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。
- 2 センター長は、前項の測定に用いる放射線測定器について常に正常な機能を維持し、測定の信頼性を確保しなければならない。当該措置の具体的な実施計画、記録及びその他必要な事項は、点検・校正実施マニュアルに定める。
  - 3 安全管理責任者は、安全管理に係る放射線測定器について、校正又は確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守すること。
  - 4 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
  - 5 放射線発生装置の取扱施設における放射線の量の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
    - (1) 測定は、使用施設、廃棄施設、管理区域境界及び事業所境界について作業環境測定マニュアルに定めた、最も適した測定箇所で行うこと。
    - (2) 実施時期は、放射線発生装置が固定され遮蔽壁その他の遮蔽物が一定している場合において、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに行うこと。
  - 6 放射線発生装置の取扱施設における汚染の状況の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
    - (1) 測定は、使用室、排水設備の排水口及び管理区域境界について作業環境測定マニュアルに定めた、最も適した測定箇所で行うこと。
    - (2) 排水設備の排水口における汚染状況は、排水の濃度測定の結果をもって評価すること。
    - (3) 測定は、第27条に定める作業終了時に行うこと。ただし、排水口における測定は、排水の都度行うこと。連続して排水を行う場合は、連続して測定すること。
  - 7 密封放射性同位元素の取扱施設における放射線の量の測定は、次の各号に従い行わなければならない。
    - (1) 測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域及び管理区域境界について作業環境測定マニュアルに定めた、最も適した測定箇所で行うこと。
    - (2) 実施時期は、取扱方法及び遮蔽壁その他遮蔽物の位置が一定している場合において、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
  - 8 センター長は、次に掲げる項目について記録し、保存しなければならない。
    - (1) 測定日時（測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日）
    - (2) 測定箇所
    - (3) 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称）
    - (4) 放射線測定器の種類及び型式
    - (5) 測定方法
    - (6) 測定結果
    - (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容
  - 9 前項の測定結果は、安全管理責任者が5年間保存する。

(人の測定)

- 第36条 センター長は、管理区域に立ち入った者（一時立入者にあつては、100マイクロシーベルトを超えて被ばくするおそれのある者に限る。）について、外部被ばくによる線量を測定しなければならない。また、放射化物を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合及びそのお

そのある場合は、内部被ばくによる線量を測定しなければならない。また、放射化物による汚染の生じる可能性のある作業を行った場合、人体部位の表面汚染密度を測定しなければならない。

- 2 センター長は、前項の測定に用いる放射線測定器について、ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託するなどして、測定の信頼性を確保するものとする。当該措置の具体的な実施計画、記録及びその他必要な事項は、点検・校正実施マニュアルに定める。
- 3 放射線業務従事者の被ばく限度は次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 放射線業務従事者の実効線量限度
    - イ 平成13年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間につき、100ミリシーベルト。ただし、4月1日を始期とする1年間については50ミリシーベルト
    - ロ 女子（妊娠する可能性がないと診断された女子及び妊娠中の女子を除く。）については同号イに規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月間につき、5ミリシーベルト
    - ハ 妊娠中である女子について、本人の申出等によりセンター長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1ミリシーベルト
  - (2) 放射線業務従事者の等価線量限度
    - イ 眼の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき、50ミリシーベルト及び5年間につき、100ミリシーベルト
    - ロ 皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき、500ミリシーベルト
    - ハ 妊娠中である女子の腹部表面については、前号ハに規定する期間につき、2ミリシーベルト
- 4 外部被ばくによる線量の測定は、放射線測定器を用いて次に定めるところにより行うこと。
  - (1) 胸部（女子にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
  - (2) 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと。
  - (3) 人体部位のうち外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、前2号に定める部位のほか、当該部位についても行うこと。
  - (4) 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、前3号に定める測定のほか、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。
  - (5) 線量の測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。
- 5 内部被ばくによる線量の測定は、内部被ばくのおそれが生じた場合に、速やかに実施する。測定することが著しく困難な場合は、算定により値を得ること。
- 6 汚染の状況の測定は、汚染のおそれが生じた場合に、放射線測定器を用いて管理区域から退域する前に実施する。測定部位が表面密度限度を超えて放射性同位元素により汚染されていた場合、安全管理担当者はその除去に努めること。
- 7 センター長は、次に掲げる項目について記録しなければならない。
  - (1) 測定対象者の氏名
  - (2) 測定をした者の氏名（測定をした者の氏名を記録しなくても測定の適正な実施を確保でき

る場合にあつては、名称)

- (3) 放射線測定器の種類及び型式
  - (4) 測定日時 (測定において時刻を考慮する必要がない場合にあつては、測定年月日)
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定部位及び測定結果
- 8 前項の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子 (妊娠の可能性のない者を除く。) にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録する。
- 9 実効線量及び等価線量については、第7項に定める測定結果から算定し、次に掲げる項目について記録する。
- (1) 算定年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 算定した者の氏名 (算定をした者の氏名を記録しなくても算定の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称)
  - (4) 算定対象期間
  - (5) 実効線量
  - (6) 等価線量及び組織名
- 10 前項の算定 (眼の水晶体の等価線量を除く) は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子 (妊娠の可能性のない者を除く。) にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録する。
- 11 第9項の算定のうち、眼の水晶体の等価線量は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間、令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間について行うものとする。
- 12 第10項による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について累積線量を毎年度集計し、次の項目を記録すること。
- (1) 集計年月日
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 集計した者の氏名 (集計をした者の氏名を記録しなくても集計の適正な実施を確保できる場合にあつては、名称)
  - (4) 集計対象期間
  - (5) 累積実効線量
- 13 センター長は、前6項の記録を、主任者に報告するとともに、取扱施設に立ち入った者の所属部局長に報告しなければならない。
- 14 前項の報告を受けた所属部局長は、その写しを当該記録に係る者に対し、交付するものとする。
- 15 第13項の報告は、所属部局において永久保存するものとする。ただし、施行規則第20条第4項第7号ただし書に定める原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

## 第7章 教育及び訓練

### (教育及び訓練)

第37条 センター長は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等の取扱等業務に従事する者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を受講させなければならない。

- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 教育及び訓練の名称及び実施時期は、それぞれ次のとおりとする。
    - イ 新規教育訓練 取扱者として登録する前
    - ロ 再教育訓練 第17条第5項による登録後、前回の教育及び訓練受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内
  - (2) 前号に定める教育及び訓練の項目及び時間数については、教育訓練実施に関するガイドラインに基づき、センター長が主任者と協議の上、安全委員会の承認を得て決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、センター長は、主任者と省略基準に基づき協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。この場合において、教育訓練受講記録に省略理由を記載しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、センター長は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭又は掲示等により受けさせ、立入りに係る記帳を行わなければならない。
- 5 教育及び訓練の項目の内容については、センター長が主任者と協議の上、安全委員会の承認を得なければならない。また、必要に応じて、内容及び時間等の変更及び改善を行うこととする。

#### 第8章 健康診断 (健康診断)

第38条 所属部局長は、取扱者に対して健康診断を受けさせなければならない。

- 2 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、それぞれ次に掲げる事項とする。
  - (1) 問診は、次に掲げる事項について行うものとする。
    - イ 放射線の被ばく歴の有無
    - ロ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況
  - (2) 検査又は検診は、次に掲げる部位又は項目について行うものとする。ただし、イからハまでの部位又は項目（第3項第1号に係る健康診断にあつては、イ及びロの部位又は項目を除く。）については、健康管理医が必要と認める場合に限る。
    - イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
    - ロ 皮膚
    - ハ 眼
    - ニ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目
- 3 健康診断の実施時期は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 取扱者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
  - (2) 管理区域に立ち入った後にあつては6月を超えない期間ごと。ただし、前年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない場合は、前項に定める検査又は検診は省略することができるものとし、健康管理医が必要と認めた場合のみ前項に定める検査又は検診を実施する。
- 4 所属部局長は、前項の規定にかかわらず、取扱者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。
  - (1) 放射性同位元素を誤って摂取した場合
  - (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合

- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
- 5 所属部局長は、次の各号に従い健康診断の結果を記録し、保管記録マニュアルに定める場所に永久保存するものとする。ただし、施行規則第22条第2項第3号ただし書に定める原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した健康管理医名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 6 所属部局長は、健康診断の結果をセンター長に通知するとともに、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。この場合において、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第39条 センター長は、取扱者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、主任者及び健康管理医と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止又は配置転換等、健康の保持等に必要な措置を講じるとともに、その結果を防止委員会及び総長に報告しなければならない。

- 2 センター長は、取扱者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、直ちに健康診断を受けさせる等、必要な措置を講じなければならない。

#### 第9章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第40条 センター長は、受入れ及び払出し、取扱い、施設の点検、放射線測定器の点検と校正並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 密封放射性同位元素及び放射化物の受入れ及び払出し
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称
    - ハ 受入れ及び払出しに従事する者の氏名
  - (2) 密封放射性同位元素及び放射性発生装置の使用
    - イ 密封放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 放射線発生装置に係る加速粒子の種類及び最大ビーム強度
    - ハ 使用の年月日、目的、方法及び場所
    - ニ 使用に従事する者の氏名
  - (3) 密封放射性同位元素及び放射化物の保管
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 保管の期間、方法及び場所
    - ハ 保管に従事する者の氏名
  - (4) 密封放射性同位元素及び放射化物の運搬
    - イ 本事業所の外における運搬の年月日及び方法
    - ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
  - (5) 密封放射性同位元素の廃棄
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量

- ロ 廃棄の年月日、方法及び場所
  - ハ 廃棄に従事する者の氏名
- (6) 取扱施設の点検
- イ 点検の実施年月日
  - ロ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
  - ハ 点検を行った者の氏名
- (7) 放射線測定器の信頼性の確保
- イ 第35条第1項（放射線の量の測定及び汚染の状況の測定）及び第36条第1項（内部被ばく線量の測定及び人体の汚染の状況の測定）の測定に用いる放射線測定器の点検又は校正の年月日
  - ロ 点検又は校正を行った放射線測定器の種類及び型式
  - ハ 点検又は校正の方法
  - ニ 点検又は校正の結果及びこれに伴う措置の内容
  - ホ 点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）
  - ヘ 第36条第1項の規定による管理区域に立ち入った者の外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の内容
- (8) 教育及び訓練
- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数
  - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- 3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、安全管理責任者が5年間、保管記録マニュアルに定める場所に保存しなければならない。
- 第10章 災害時及び危険時の措置  
（事故等による原子力規制委員会への報告）
- 第41条 次に掲げる事態の発生を発見した者は、緊急事態対応措置要領に従い通報しなければならない。
- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が発生したとき。
  - (2) 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき又は管理区域内で漏えいし、管理区域外へ広がったとき。
  - (3) 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、管理区域内で漏えいした放射性同位元素等の放射エネルギーが表面密度限度又は濃度限度を超えないとき、かつ、漏えいの広がり程度の程度が軽微なときを除く。
  - (4) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるとき。
    - イ 取扱施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
    - ロ 事業所の境界における線量
  - (5) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがあるとき。
    - イ 取扱者：5ミリシーベルト
    - ロ 取扱者以外の者：0.5ミリシーベルト
  - (6) 取扱者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 2 センター長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を速やかに防止委員会及び総長に報告しなければならない。
- 3 総長は、前項の報告を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を事態の発生した日から10日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第42条 大規模自然災害又は取扱施設に火災等の災害が起こった場合には、緊急事態対応措置要領に基づき、あらかじめ指定された点検担当者が点検を行い、その結果を主任者及びセンター長に報告しなければならない。

- 2 センター長は、前項の報告を受けた場合、主任者と協議の上、必要な応急措置を講じるとともに、緊急事態対応措置要領に基づき関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 3 センター長は、点検結果及び講じた応急措置について、防止委員会及び総長に報告しなければならない。
- 4 総長は、センター長の応急措置では対応しきれない事態に対して、取扱施設の安全管理上必要な措置を講ずることとする。

(危険時の措置)

第43条 前条で定めるもののほか、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合、その状況を発見した者は、緊急事態対応措置要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者、センター長及び関係者に通報しなければならない。

- 2 センター長は、前項の報告を受けた場合、主任者と協議の上、必要な応急措置を講じるとともに、緊急事態対応措置要領に基づき、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 3 センター長は、点検報告及び講じた応急措置について、防止委員会及び総長に報告しなければならない。
- 4 災害時の応急作業等の緊急作業に従事する者は、センター長が任命する。
- 5 センター長は、緊急作業に従事する者に対して、緊急事態対応措置要領に基づき、必要な教育及び訓練を受けさせなければならない。
- 6 センター長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第39条と同様の措置を受けさせなければならない。

第11章 情報提供

(情報提供)

第44条 センター長は、事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、防止委員会及び総長に報告した上で、本学のホームページへの掲載により公衆及び報道機関へ情報提供する。

- 2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に情報提供する内容(以下、「情報提供内容」という。)は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事故の発生日時及び発生した場所
  - (2) 汚染状況等による事業所外への影響
  - (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
  - (4) 応急措置の内容
  - (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
  - (6) 事故の原因及び再発防止策
  - (7) 問合せ窓口
- 3 センター長は、前項の情報提供内容について、安全委員会の協議を経て決定し、防止委員会及び総長に報告する。

第12章 業務の改善

(業務の改善)

第45条 総長は、学内の取扱施設の放射性同位元素等の使用及び管理等に係る安全性を向上させるため、防止委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。

- 2 防止委員会は、R I 専門部会に対し、毎年取扱施設が実施する自己点検結果及びR I 専門部

会が定期的実施する立入検査の結果を踏まえて前項に定める業務評価を審議させ、評価結果及び改善点を当該取扱施設に通知する。

- 3 前項の結果の通知を受けたセンター長は、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、実施した改善策を、R I 専門部会を経て防止委員会に報告しなければならない。また、センター長が必要と判断したときは、改善を実施するための予算的措置をR I 専門部会に要望するものとする。
- 4 防止委員会は、前項に定める改善報告書を必要に応じて総長に報告しなければならない。

#### 第13章 報告

(定期報告)

第46条 安全管理責任者は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について施行規則

第39条第2項に基づく放射線管理状況報告書を作成し、主任者を経てセンター長に報告しなければならない。

- 2 センター長は、前項に定める報告書を毎年6月15日までに総長に提出しなければならない。
- 3 総長は、前項の報告書を6月30日までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

(法等に違反した者の措置)

第47条 センター長は、取扱者が法若しくはこの規程に著しく違反したとき又は違反するおそれのあるときは、必要な措置を講ずるとともに総長に報告するものとする。

#### 第14章 雑則

(雑則)

第48条 この規程の実施に当たり必要な事項は、安全委員会の議を経た上で、センター長が別に定める。

附 則 (令和元年度九大規程第28号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第75号)

この規程は、令和3年9月16日から施行する。

附 則 (令和5年度九大規程第39号)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。



別図（第7条関係）

加速器・ビーム応用科学センター放射線安全管理組織図

